

活用希望事業者に関するQ&A

No.	Q	A
1	活用希望事業者とはどのような人が対象ですか？	<p>次の要件を全て満たす方としています。</p> <p>(1)福岡県内に事業所を有する者</p> <p>(2)次の各号のいずれにも該当しない者</p> <p>一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>二 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>(3)空き家等を活用した事業について運営実績が3年以上あり、かつ、空き家等を活用した事業を実施する上で生じるトラブル等に対して、予防対策や事後対策を講じている者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りではない。</p> <p>一 住宅確保要配慮者居住支援法人として福岡県知事の指定を受けている者</p> <p>二 賃貸住宅管理業者として国土交通省の登録を受けている者</p>
2	登録手続きは、どのようにすればいいのですか？	<p>本ホームページの登録手続きについて内の「活用希望事業者登録相談フォーム」にあなたの情報(お名前、会社名、連絡先等)や空き家活用に関する希望条件等をご記入の上お問い合わせください。</p>
3	移住希望者ですが、活用希望事業者に登録できますか？	<p>移住希望者の方(個人の方)を活用希望事業者としてご登録していただくことは想定しておりません。</p> <p>サポートセンターにて取り扱う物件としては、宅建事業者との媒介契約の締結を行っていない物件となります。</p> <p>そのため、移住希望者やその他自身の居住用などで物件をお探しの方には、安心して取引を行っていただくため、「市町村の空き家バンク」などのご利用をお勧めいたします。</p>
4	空き家を個人で探しているのですが相談があった物件を紹介してくれますか？	<p>サポートセンターは、空き家や所有者の状況に応じて、最適な活用・処分と一緒に検討・提案を行うこととしているため、サポートセンターが取り扱う物件は、宅建事業者との媒介契約を締結を行っていない物件となります。</p> <p>そのため、個人で居住用などで物件をお探しの方には、安心して取引を行っていただくため、「市町村の空き家バンク」などのご利用をお勧めいたします。</p>